鳥取県地域計画策定推進緊急対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第4条の規定に基づき、鳥取県地域計画策定推進緊急対策事業費補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、地域の農業者等の話合いに基づき、地域が目指すべき将来の農地利用の姿等を 明確化する地域計画の策定に向けた取組を支援することにより、分散する農地を集約化し、農業の 成長産業化を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

- 第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、地域計画策定推進緊急対策事業実施要綱(令和5年4月1日付4経営第3105号農林水産事務次官依命通知。(以下、「国実施要綱」という。)及び担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱(平成12年4月1日付12構改B第350号農林水産事務次官依命通知。以下、「国交付要綱」という。)に基づく、別表の第1欄に掲げる事業(以下、「補助事業」という。)を行う市町村に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。
- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第2欄に掲げる経費(以下「補助対象経費」という。)の額(仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。)を除く。)に、同表の第3欄に定める率(以下「補助率」という。)を乗じて得た額以下とする。
- 3 なお、鳥取県産業振興条例(平成23年鳥取県条例第68号)の趣旨を踏まえ、補助事業の実施 に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

- 第4条 本補助金の交付申請は、知事が別に定める日までに行わなければならない。
- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が 5パーセントを超えている公益法人等(消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規 定する人格のない社団等)若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないと きは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得 た額(以下「仕入控除税額を含む額」という。)の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

- 第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から起算して、その財源に充当する国の補助金の交付を知事が申請してから当該交付の決定を受けるまでの日数に、原則として、30日を加えた日数が経過する日までの間に行うものとする。
- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第2号によるものとする。
- 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入 控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が 明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額(変更された場合は、変更後の額とす る。以下「交付決定額」という。)から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、別表の第4欄に定めるもの以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。この場合において、同項中「財源に 充当する国の補助金等の交付を知事が申請してから当該交付の決定」とあるのは、「変更等に ついて中国四国農政局長の承認を知事が申請してから当該承認」と読み替えるものとする。

(遂行状況報告の時期等)

第7条 市町村長は、本補助金の交付決定のあった年度の第3四半期の末日現在において、様式 第3号により事業遂行状況報告書を作成し、当該四半期の最終月の翌月15日までに知事に報 告しなければならない。

(実績報告の時期等)

- 第8条 規則第17条第1項の規定による報告(以下「実績報告」という。)は、次に掲げる日まで に行わなければならない。
 - (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは 廃止の日から20日を経過する日又は翌年度の4月5日のいずれか早い日。
 - (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月5日。ただし、国から県に対し当該補助金の全額が概算払いにより交付された場合は、翌年度の4月20日とし、知事はその旨を市町村長へ通知するものとする。
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受ける者(以下「補助事業者」という。)は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(交付決定前着手届)

第9条 市町村長は、事業の円滑な実施を図るため、交付決定前の着手が必要な場合は、本事業の内容が的確となり、かつ、補助金の交付が確実となってから、理由を記載した交付決定前着手届を知事に提出すること。

(提出書類について)

第10条 規則、この要綱、国実施要綱及び国交付要綱の規定により市町村長が知事に提出する 書類は、所轄の地方事務所(東部農林事務所、東部農林事務所八頭事務所、中部総合事務所、 西部総合事務所、西部総合事務所日野振興センター)の長を経由して提出するものとする。

(雑 則)

第11条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林 水産部長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、令和5年4月21日から施行する。
- 2 鳥取県人・農地将来ビジョン確立・実現支援事業補助金交付要綱((令和4年5月25日付第202200046295号鳥取県農林水産部長通知。以下「旧要綱」という。)は、廃止する。ただし、旧要綱の規定により交付決定を受けた補助事業に関しては、なお従前の例によることとする。

別表

1	2	3	4
補助事業	補助対象経費	補助率	重要な変更
地域計画策定推進緊急対策事業	国実施要綱第2に規定する地域計画の策定に向けた次の取組に要する経費* 1 市町村推進事業 (ア)地域の農業者等による協議の場の設置等 (イ)地域計画の策定等 2 農業委員会推進事業 (ア)地域計画のうち目標地図の素案の作成	10/10 (ただし、国の 予算の範囲内と する)	1事業費の3割を超える増減 2補助金の増額及び3割を超 える減額 3第2欄に掲げる事業の新設 又は中止

※委託費に係る経費については、県内事業者が実施したものに限り補助対象とする。ただし、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めたときは、この限りでない。

様式第1号(第4条、第8条関係)

○○年度鳥取県地域計画策定推進緊急対策事業計画(報告)書

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙のとおり

*承認された国実施要綱第5の3に定める市町村事業実施計画(様式第1号)の写しを別紙として添付すること。

3 経費の配分

	補助事業に要する	負 担	区 分	
区分	経費(又は補助事 業に要した経費) (A+B)	補助金 (A)	その他 (B)	備考
国実施要綱第2に規定する地域計画の	円	円	円	
策定に向けた次の取組に要する経費				
1 市町村推進事業				
(ア) 地域の農業者等による協議の場の				
設置等				
(イ) 地域計画の策定等				
2 農業委員会推進事業				
(ア) 地域計画のうち目標地図の素案の				
作成				
合 計				

4 事業完了(予定)年月日 年 月 日

5 収支予算(精算)

(1) 収入の部

区 分		本年度予算額	前年度予算額	比較増減		/# ±	考	
		(本年度精算額)	(本年度予算額)	増	減	備	与	
補	助	金	円	円	円	円		
そ	Ø	他						
	計							

(2) 支出の部

区分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備考
	(本年度精算額)	(本年度予算額)	増	減	加与
	円	円	円	円	
1 市町村推進事業					
(ア) 地域の農業者等による協議の場の					
設置等					
(イ) 地域計画の策定等					
2 農業委員会推進事業					
(ア)地域計画のうち目標地図の素案の					
作成					
合 計					

6 添付書類

- (1) 国実施要綱様式第1号の事業完了報告書(実績報告書の場合に限る。)
- (2) 事業を委託して実施する場合は委託契約書の写し(実績報告書の場合に限る。)

様

職氏名

○○年度鳥取県地域計画策定推進緊急対策事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付(番号)の申請書(以下「申請書」という。)で申請のあった鳥取県地域計画策定推進緊急対策事業費補助金(以下「本補助金」という。)については、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業の内容は、申請書に記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

(1) 算定基準額

円

(2) 交付決定額

金

円

3 経費の配分

本補助金の対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書に記載されたとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、対象経費の実績額について、鳥取県地域計画策定推進緊急対策事業費補助金交付要綱(令和5年4月21日付第202300020593号鳥取県農林水産部長通知。以下「要綱」という。)第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と前記2の(2)の交付決定額(変更された場合は、変更後の額とする。)のいずれか低い額により行う。

5 補助規程等の遵守

本補助金は、間接国費補助金に該当するものであり、その収受及び使用、対象事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱のほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林水産省令第18号)、地域計画策定推進緊急対策事業実施要綱(令和5年4月10日付4経営第3105号農林水産事務次官依命通知)、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱(平成12年4月1日付12構改B第350号農林水産事務次官依命通知)の規定に従わなければならない。

6 補助金交付の条件

本補助金の交付の条件は、上記5に定めるものの他、次のとおりとする。

(1) 契約等

- ア 補助事業の一部を第三者に委託する場合は、あらかじめ県知事に届け出なければならない。
- イ 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付 さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又 は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- ウ 前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ(以下「入札等」という。)に参加しようとする者に対し、契約に係る指名停止等を受けていない旨の申立書の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

(2)債権譲渡等の禁止

当該交付決定の通知によって生じる権利及び義務の全部又は一部を、県知事の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(3) 残存物件の処理

補助事業等を完了し、中止し、又は廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を県知事に報告しその指示を受けなければならない。

(4) 財産の取扱い

ア 補助事業により取得し又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに1件当たりの取得価格 50 万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号。以下「大蔵省令」という。)に定められている耐用年数に相当する期間(ただし、大蔵省令に期間の定めが無い財産については期間の定めなく。)においては、補助事業者の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならないこと。

ただし、間接補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容(金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項)が補助金交付申請書に記載してある場合は、次の条件により補助事業者による間接補助金の交付の決定をもって補助事業者の承認を受けたものとすること。

- ① 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助 率を乗じた金額を納付すること。
- ② 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと。
- イ 前号による補助事業者の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又 は処分により得られた収入の全部又は一部を補助事業者に納付させることがあるこ と。

(5)補助金調書の作成

当該補助事業に係る歳出歳入の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱別記様式第11号による補助金調書を作成しておかなければならない。

○○年度鳥取県地域計画策定推進緊急対策事業遂行状況報告書

番号年月日

様

職氏名

年 月 日付第 号をもって交付決定通知のあったこの事業について、鳥取県地域計画策 定推進緊急対策事業費補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり事業遂行状況を報告 する。

記

1 事業遂行状況(第3四半期末現在)

	総事業費	事業の遂行状況				
区分		○年○月○日までに完		○年○月○日	備考	
		了したもの		施するもの		
		出来高事業費	出来高	事業費	事業完了	
			比率		予定年月	
					日	
1 市町村推進事業	円	円	%	円		
(ア)地域の農業者等によ						
る協議の場の設置等						
(イ)地域計画の策定等						
2 農業委員会推進事業						
(ア)地域計画のうち目標						
地図の素案の作成						
合 計						

2 事業開始年月日

年 月 日

- (注) 1 区分欄には、様式第1号の「3経費の配分」に記載された事項について記載すること。
 - 2 「出来高事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

]

○○年度仕入控除税額報告書

鳥取県知事様

住 所団 体 名代表者氏名

年 月 日付 第 号で交付決定のあった 年度鳥取県地域計画策定推進緊急対策事業費補助金について、鳥取県地域計画策定推進緊急対策事業費補助金交付要綱(令和5年4月21日付第202300020593号鳥取県農林水産部長通知)第8条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金の確定額 (年月日付第号による通知額) 円 金 2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 円 金 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入控除税額 円 金 4 補助金返還相当額(3−2) 金 Н (注) 記載内容確認のため、以下の資料を添付すること。 ・消費税確定申告の写し(税務署の収受印等のあるもの) ・「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算書」の写し ・3の金額の積算の内訳(人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も合わせて提出 すること)
- 5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額明らかにならない場合、その状況を記載 〔
 (注)消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。
- 6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載 〔

・消費税法第60条第4項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

- (注) 記載内容確認のため、以下の資料を添付すること
 - ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税確定申告の写し(税務署長の収受印のあるもの)及び損益計算書等、売上高を確認できる資料。
 - ・簡易課税制度の適用を受ける場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書(簡易課税用)の写し (税務署長の収受印等のあるもの)
 - ・消費税法第60条第4項に規定する特定収入の割合を確認できる資料